

## 平成 20 年度第 1 回流山市文化財審議会会議録

### 1 開催日時

平成 20 年 7 月 23 日(水)

委嘱状交付式：午後 1 時 30 分～午後 2 時

会 議：午後 2 時～午後 3 時 30 分

視 察：午後 4 時 00 分～午後 4 時 30 分

### 2 場 所

委嘱状交付式：流山市役所 第 1 庁舎 4 階 第 2 委員会室

会 議：同 上

視 察：向下遺跡・野々下元木戸遺跡

### 3 次 第

( 1 ) 開会のことば

( 2 ) 委嘱状交付式

( 3 ) 教育長あいさつ

( 4 ) 委員紹介

( 5 ) 平成 20 年度第 1 回流山市文化財審議会

### 4 議 題

( 1 ) 正・副会長の選出について

( 2 ) 流山市指定有形文化財について

( 3 ) 民間開発に伴う本発掘調査における民間調査機関の導入について

( 4 ) その他

### 5 現地視察

向下遺跡・野々下元木戸遺跡

( 山武考古学研究所発掘調査実施現場 )

### 6 出席委員

栗山会長・下津谷副会長・小川委員・桑原委員・鎧委員・古谷委員・松浦委員(以上 7 委員)

### 7 欠席委員

岩崎委員・志田委員・日塔委員(以上 3 委員)

### 8 事務局員

鈴木教育長・石井生涯学習部長・友金生涯学習部次長兼生涯学習課長・戸部生涯学習課長補佐・金子文化財保護係長・増崎主任学

芸員・小栗主任学芸員・小川主任学芸員

9 傍聴者

なし

10 委嘱状交付式

鈴木教育長から、出席の各委員に平成 20 年 6 月 29 日から平成 22 年 6 月 28 日までの委嘱状が交付された。その後、各委員と出席職員との自己紹介が行われた。

11 平成 20 年第 1 回文化財審議会議事録

開会 午後 2 時

( 1 ) 正・副会長選出

鈴木教育長仮議長のもと、委員の互選により会長に栗山委員、副会長に下津谷委員が決定した。

以後、栗山会長が会議の議長を務めた。

( 2 ) 流山市指定有形文化財について

事務局が、平成 20 年 4 月 8 日付けで答申をいただいた、古間木山王塚二十一仏板碑と上貝塚二十一仏板碑の 2 件の有形文化財については、平成 20 年 5 月 7 日付けで指定したことを報告した。

委員からの質問・意見なし。

( 3 ) 民間開発に伴う本発掘調査における民間調査機関の導入について

富士見台第 遺跡 D 地点について事務局が確認調査から山武考古学研究所が本調査を実施・終了する間での経過と調査成果を報告した。

( 委員 )

縄文時代の住居跡の築造時期は。

( 事務局 )

縄文時代中期加曾利 E2 から E3 式期ぐらいです。(資料を示しながら住居・土坑の築造時期や特徴について補足説明をする。)

( 委員 )

埋甕があるが、その時期も縄文時代中期ですか。

( 事務局 )

実見はしていませんが、山武の調査担当者からは縄文時代中期と聞いています。

(委員)

資料中の市と山武考古学研究所の想定遺構数との開きがあるが、本調査は適切に実施されたのか。

(事務局)

調査実施期間中は、7～3日の間をおいて調査現場で検査をした。適切に調査をされていた。

(委員)

今回の調査は、市が仕様をつくって監督したのか。それとも民間のやり方でやらせたのか。

(事務局)

民間調査組織は、県教委が定めた調査基準に基づき、調査標準を遵守して実施することが大前提である。また、民間調査機関が事業者に対して提出した見積りも市教委が県の標準にあっているか、作業人工を重視して検査し事業者に意見を付して提示している。

(委員)

市の想定遺構数や積算金額が示されているが、これはあくまで参考ということか。

(事務局)

そうです。市教委が、予測遺構数等を提示することは、予測が外れた場合の損害を請求される恐れがあるので数字は提示しない。各調査機関が確認調査結果と市教委が行う現地での説明から判断してもらう方法をとっている。

ただ、見積書を検証する際に、市としての想定とそれに基づく積算をしておく必要があるので、それらを作っている。

(委員)

民間調査機関は利益追求を目的としており、調査に手抜きをされても検証のすべがない。市教委としてもっと細かく調査仕様を指示できないのか。

(事務局)

現地説明の際に、各遺構についての所見を伝え本調査時の調査方法を伝えることにしている。

民の契約行為である以上、調査機関の決定権は、事業者にある。

県教委が、民間調査組織導入を公に認めたのは昨年度からで、制度自体が未成熟なために、さまざまな問題を内包していることは否めない。

民間調査機関調査員の技量については、履歴の審査や民間の埋蔵文化財調査会社の組織である埋文協の調査士資格などを信用するしかない。

いずれにしても、不適切な調査をした機関を排除あるいはペナルティを与える仕組みと、民間調査組織間のモラルの向上がない限り調査の質は保証されないと思われる。

(会長)

民間の契約で、調査の質にどこまで口を出せるか、難しい問題ですね。

(委員)

遺物の取扱いは。

(事務局)

遺物の発見届けは調査機関から出し、整理期間中は責任を持って保管してもらう。遺物の所有権は県に帰属するが、報告書刊行後は遺物と記録類は市が保管する。土地所有者と発見者である調査機関からは所有権の放棄をしてもらっている。

(委員)

整理も検証するのか。

(事務局)

はい。今回も山武考古学研究所まで出向いて検証する予定です。報告書の体裁なども協議する。

向下遺跡及び野々下元木戸遺跡第2次について

(事務局)

この土地は、山林だったが数年前に地権者が国に物納し、平成20年3月に4箇所にかけて競売に付された。3社が落札し、次々に開発計画が提出され、今までに向下遺跡と野々下元木戸遺跡第2次の確認調査を終了している。野々下元木戸3次については、既に文化財保護法第93条の届けを受理しており、現在伐採作業中で、8月上旬から確認調

査を実施する予定である。

事務局が向下遺跡の確認調査の結果について報告

既に山武考古学研究所が本調査に着手しているが、近世の墓が検出された。

(委員)

近世の墓には、石塔があったのか。棺はどのようなものか。

(事務局)

石塔はなく、棺も残っていないが、おそらく坐棺であると推定される。副葬品と見られる柄鏡と人骨が出土している。

(委員)

市の想定遺構数と山武の想定にだいぶ開きがあるが、こういうときはどう指導するのか。

(事務局)

山武の想定遺構数は市の想定よりは少ないものの、確認した遺構数よりは上回っているので、だめとはいえない。

(事務局)

こういう場合は、もし想定より多くの遺構が検出された場合どうするのかと質問したところ、山武の回答では、もし多く検出されたら追加で契約するというので了承した。

事務局が野々下元木戸遺跡第2次確認調査の結果について報告。

(事務局)

この遺跡では、開発事業者がはじめから山武考古学研究所をともなって窓口を訪れた。確認調査の間も山武の担当者がよく来ていた。本調査は他の調査機関からの見積りを徴することなく、開発事業者の意向で山武に決まった。因みに向下遺跡も、確認調査終了以前に山武が仮契約をしていたようである。

(会長)

遺構の想定が、市では縄文時代と古墳時代に分けているが、山武は一緒である。これで大丈夫なのか。

(事務局)

作業員の人工計算をチェックした結果、大丈夫だと判断した。

( 委員 )

今後市としては、すべて民間調査機関にまかせ、自ら発掘はしないのか。

( 事務局 )

民間調査機関に問題があることは、いままで御指摘いただいたとおりです。しかし、測量の技術など民間のほうが優れていることもある。

市教委がおかれている現状では、市直営事業に伴う発掘調査や補助対象事業を除く発掘調査は、民間調査機関にゆだねるしか方法はないと考えています。

( 委員 )

市が予算の積算などをしっかりやって、きちんと検証してもらいたい。またそのために職員の研鑽もお願いしたい。

( 4 ) その他

( 事務局 )

円東寺の石造十二神将については、昭和女子大学の武田先生に指導をお願いしながらすすめています。8月の上旬に学生がクリーニングを行う。折れた足を繋ぐのに、石に穴をあける必要があるが、石屋さんと相談している。

( 委員 )

指定文化財の中に「鱒ヶ崎三本松古墳の碑」があるが古墳自体は指定していないのか。

( 事務局 )

古墳は指定していない。三本松古墳は昭和30年代の土取りによって古墳の裾ぎりぎりまで削られ、台地先端に古墳だけが取り残されたようになっている。昭和60年ころ斜面は急傾斜地に指定され、よう壁工事がされた。西平井・鱒ヶ崎土地区画整理事業地の中にあり、当初は現状保存する計画だったが、急傾斜地を解消し安全をはかるため切り下げたいという提案があった。この審議会にも諮問し、「古墳の保存と住民の安全の両立を図るように」との答申をいただいている。

今年度、市長から各部に課題研修の旅費予算が配当されている。それを使って、現状保存した事例、発掘調査後復元した事例などを視察し、検討していきたいと考えている。

(会長)

以上で会議は終了します。

閉会 午後 3 時 30 分

会議終了後、委員は山武考古学研究所が調査している向下遺跡、野々下元木戸遺跡を視察した。